

令和8年4月

保護者のみなさまへ

千早赤阪村教育委員会

学校の管理下における災害（負傷・疾病等）の対応について

平成17年4月に全面施行された個人情報保護法においては、「個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図らなければならない。」とされたところであります。これにより医療機関は、本人や保護者の同意なしに他の者に負傷・疾病等の内容や治療状況などの個人情報を提供することができなくなりました。お子さまの生命に関わる学校の管理下における災害等は、より迅速で適切な対応が求められます。

つきましては、学校が医師等から、お子さまの治療内容や症状等の説明を受けることについて同意いただきたく、下記の同意書を担任までご提示ください。

なお、急病の場合は治療の必要上、健康診断の記録や家族・連絡先等の個人情報を学校側が医療機関に提供することについては、個人情報保護法でも、例外規定の「緊急やむを得ない場合」として認められておりますので、これまで同様、保健調査票等をもとに、きめ細やかな対応を行います。

.....きりとり線.....

同 意 書

主治医様

下記の子どもの学校の管理下における災害（負傷・疾病等）の医療措置に関して、主治医が子どもの負傷・疾病等に関する治療の内容や検査の結果、今後必要な措置等の個人情報を、必要な範囲で、校長又は校長が命じた教職員に対して提供することについて、同意します。

年 月 日

学校名 : 千早赤阪村立

住 所 : _____

氏 名 : _____性別（ 男 ・ 女 ）

生年月日 : _____年____月____日生

親権者（保護者）名 : _____

※ この同意書は、学校の管理下における災害等に関し医療機関へ提出を認める場合以外には使用いたしません。また、児童・生徒が学校に在籍している間のみ使用し、在籍状況がなくなれば廃棄いたします。